

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和元年10月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（千葉）（受）第 1900041 号
厚生局事案番号 : 関東信越（千葉）（厚）第 1900017 号

第1 結論

請求者のA社における平成27年7月1日から平成28年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年7月から平成28年5月までの期間の標準報酬月額については、47万円から56万円とする。

平成27年7月から平成28年5月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年7月から平成28年5月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年7月1日から平成28年6月1日まで

請求期間に係る支給明細書の給与支給額及び厚生年金保険料控除額は、当初記録されていた標準報酬月額（47万円）及び当該標準報酬月額に基づく保険料よりも高額であったことから、記録が訂正されているものの、訂正後の標準報酬月額（59万円）については、保険給付の対象にならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は47万円と記録されていたが、請求期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成31年4月24日に、請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の訂正届がA社の事業主から年金事務所に提出され、これに基づき、請求期間に係る標準報酬月額については、59万円に訂正されている。

しかしながら、請求期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額が、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた

標準報酬月額となっている。

また、請求者から提出された支給明細書及び事業主から提出された賃金台帳によると、請求者が、請求期間において、訂正前のオンライン記録を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記支給明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、56万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年7月1日から平成28年6月1日までの期間について、請求内容どおりの標準報酬月額に基づく保険料を納付したかは不明と回答しているが、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の標準報酬月額を訂正（47万円から59万円に）する届を年金事務所に対し、請求者の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（千葉）（受）第1900044号
厚生局事案番号 : 関東信越（千葉）（厚）第1900018号

第1 結論

請求者のA社における平成23年12月8日の標準賞与額に係る記録を13万3,000円とすることが必要である。

平成23年12月8日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和56年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月8日

育児休業期間中の平成23年12月8日にA社から賞与を支給されていたが、その標準賞与額の記録がない。請求期間に係る標準賞与額について、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「平成23年分賃金台帳」及びB厚生年金基金から提出された「被保険者記録の調査一覧表」により、請求者は、平成23年12月8日に同社から13万3,087円の賞与を支給されていたことが認められる。

また、オンライン記録により、A社の事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中（平成23年*月*日から平成25年*月*日まで）に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、日本年金機構に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない旨定められている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における賞与額から、13万3,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1900045号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1900019号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月7日の標準賞与額に係る記録を16万4,000円とすることが必要である。

平成22年7月7日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和51年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月7日

育児休業期間中の平成22年7月7日にA社から賞与を支給されていたが、その標準賞与額の記録がない。請求期間に係る標準賞与額について、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「平成22年分賃金台帳」及びB厚生年金基金から提出された「被保険者記録の調査一覧表」により、請求者は、平成22年7月7日に同社から16万4,229円の賞与を支給されていたことが認められる。

また、オンライン記録により、A社の事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中(平成22年*月*日から平成23年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、日本年金機構に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない旨定められている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における賞与額から、16万4,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1900046号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1900020号

第1 結論

請求者のA社における平成24年12月7日の標準賞与額に係る記録を8万4,000円とすることが必要である。

平成24年12月7日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和59年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月7日

育児休業期間中の平成24年12月7日にA社から賞与を支給されていたが、その標準賞与額の記録がない。請求期間に係る標準賞与額について、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「平成24年分賃金台帳」及びB厚生年金基金から提出された「被保険者記録の調査一覧表」により、請求者は、平成24年12月7日に同社から8万4,010円の賞与を支給されていたことが認められる。

また、オンライン記録により、A社の事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中(平成24年*月*日から平成26年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、日本年金機構に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない旨定められている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における賞与額から、8万4,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1900040号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1900007号

第1 結論

平成5年8月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年8月から同年12月まで

私は、平成5年7月に退職した後、平成6年2月に国民年金第3号被保険者になるまでは、国民年金保険料の納付に関して特に注意し、まとめて保険料を納付した記憶があるが、国民年金の記録では、同年1月の保険料のみ納付済みとなっている。1か月分の保険料のみ納付とされ、ほかの5か月分の保険料は未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録により、請求者の請求期間に係る国民年金第1号被保険者資格は、平成5年8月1日を資格取得日として、平成8年2月29日に入力処理され、当該入力処理と併せて、第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更(平成6年2月11日及び平成8年1月1日)も入力処理されていることが確認できることから、請求者は、平成8年2月頃に第3号被保険者資格を取得するために、初めて国民年金の加入手続を行い、当該入力処理が行われるまでは、請求期間は国民年金に未加入の期間であったことが確認できる。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、まとめて納付したと陳述しているところ、オンライン記録の保険料に係る収納年月日により、請求期間直後の平成6年1月の保険料は、保険料の徴収権が時効により消滅する直前である、請求者が国民年金の加入手続を行ったと認められる時期と同時期の平成8年2月6日に収納され、平成7年2月及び同年3月の保険料は平成8年4月8日に、平成7年4月の保険料は平成8年2月22日に、平成7年5月から同年12月までの保険料は平成8年4月9日にまとめて収納されたことが確認できるものの、上記国民年金の加入手続時点では、請求期間については、時効により保険料を納付することができない。

さらに、請求者は、国民年金保険料を納付した場所として金融機関名を挙げているものの、

国民年金の加入手続及び保険料の納付額については記憶が定かではない上、これまでに発行された年金手帳は1冊のみであると陳述しているところ、当該手帳には、上記国民年金の加入手続を行った際に払い出された国民年金手帳記号番号が記載されており、社会保険オンラインシステムによる氏名検索の結果においても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。